二　法第十八条に規定する業務（前号に掲げる業務を除く。）次に掲げる事項
イ　事業内容、事務所の所在地並びに職員の定数及びその前事業年度末との比較
ロ　契約の状況
ハ　管掌別診療報酬支払状況
ニ　管掌別診療報酬収入状況
ホ　管掌別事務費収入状況
ヘ　事業費収支状況
ト　前条の事業計画の実施の結果
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（収支決算書等）

第十六条　法第三十四条第一項の財産目録及び事業状況報告書には、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

2　（略）

（毎月の事業状況報告）

第十七条　機構は、第十五条第一号に掲げる業務については、毎月、収入及び支出についてはその金額を明らかにした報告書を、翌月末日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　機構は、第十五条第二号に掲げる業務については、毎月の事業状況につき、次に掲げる事項を記載した報告書を翌月末日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項）

第十八条　法第三十五条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十八条第一項第十一号、第二項第三号から第五号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）並びに同条第二項第二号の意見を述べる業務の内容とする。

（立入検査の身分証明書）

第十九条　法第三十八条第二項に規定する証票は、別記様式によるものとする。

（権限の委任）

第二十条　法第四十条第一項の規定により、法第二十一条第一項、第二十二条、第三十八条第一項及び第三十九条の規定による権限（定款の変更の命令を除く。）を地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第四十条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

二　契約の状況
三　管掌別診療報酬支払状況
四　管掌別診療報酬収入状況
五　管掌別事務費収入状況
六　事業費収支状況
七　第九条の計画の実施の結果
（収支決算書等）

第十一条　法第二十五条第一項の財産目録及び事業状況報告書には、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

2　（略）

（毎月の事業状況報告）

第十二条　（新設）

基金は、毎月の事業状況につき、次に掲げる事項を記載した報告書を翌月末日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項）

第十三条　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第一項第四号、第二項第二号から第四号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務の内容とする。

（立入検査の身分証明書）

第十四条　法第二十八条第二項に規定する証票は、別記様式によるものとする。

（権限の委任）

第十五条　法第三十条第一項の規定により、法第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条の規定による権限（定款の変更の命令を除く。）を地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。

2　法第三十条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。